

[平成16年第 4回 9月定例会-09月28日-03号]

◆14番（松坂知恒議員） 市民・民主フォーラムの松坂知恒です。本日最後の質問者ですので、いましばらくの御清聴をよろしくお願いいたします。

まず、災害についてお聞きしますが、質問の前に、この夏の台風16号や18号などにより大きな被害を受けられた罹災者の皆様に、心からのお見舞いを申し上げます。

さて、今回の台風18号は、特に沿岸部に甚大な被害をもたらし、観音の三菱重工や広島西飛行場は冠水の被害を受け、その機能は一時停止に陥りました。

そこでお聞きします。

1、広島市の沿岸部での堤防や護岸の被害箇所数をお答えください。

2、特に被害が甚大であった堤防や護岸の位置や崩壊部分の長さ、厚さ、高さについてお答えください。また、浸水状況についてもお答えください。また、津波による護岸崩壊のメカニズムについてもお答えください。

今後建設が予定されている出島の産業廃棄物処分場に対し、台風18号並みの台風が再来したときの被害が心配されます。神戸市では台風16号被害により、沿岸部に完成した産業廃棄物処分場の護岸が崩壊し、産業廃棄物が海洋に流れ出たと報じられております。これは見過ごすことのできない大事件であります。

そこでお聞きします。

1、既に供用開始している五日市の産業廃棄物処分場ですが、その護岸の被害状況と護岸を超えてきた波浪、つまり越波ですが、越波による被害状況をお答えください。

2、五日市処分場の海岸側には建設残土の埋立地があります。この埋立地の護岸の被害状況と越波による被害状況についてお答えください。

3、出島処分場に接して埋立地の第三工区の建設が進んでおります。ケーソンなど、このたびの台風被害の状況はどうであったのか、お聞かせください。

4、出島の処分場の海底には遮水シートが潜水夫の手作業により敷設されると聞いております。かかる台風の来襲により、敷設した遮水シートは容易にめくり上がり、産業廃棄物の漏出が生じるものと思われま。台風来襲後も遮水シートは設計図面どおり敷設されているのかの確認を広島県に求めていくべきと思いますが、県は対応してくれるのでしょうか、お答えください。

5、神戸の産廃処分場の護岸崩壊についてお聞きしますが、ことし4月に壊れ、6月に壊れ、そして、8月に台風16号で三たび壊れたそうです。この理由は何だったのでしょうか。設計そのものが脆弱な容易に崩壊を来すものだったのか、あるいは広島県が市民に説明しているような伊勢湾台風が来襲してもびくともしない設計の護岸が、先日の台風16号で簡単に崩壊してしまったのか、どちらかと考えますが、調査された結果についてお答えください。

次に、不祥事についてお聞きします。

ことしになって二つの詐取事件が発覚し、市民の広島市行政に対する不信は増大する一途となっています。まさにゆゆしき事態であります。いずれの事件も速やかなる真相究明と再発防止策とが求められるものです。

まず、佐伯区土砂工事代金詐取事件についてお聞きします。

広島県警によりますと、広島市の小田治義助役当時は、平成12年、建設業界のブローカーで「財界ひろしま研究会」の柘植康雄代表、岡本正史都市計画局技術管理課長当時と共謀し、平成11年の6.29災害に伴い佐伯区が発注した整地工事で、無償の土を約530万円で購入したように装うなどして、2110万円を詐取した疑いで書類送検されました。既に逮捕、公判中の柘植、岡本両被告の供述によりますと、小田元助役は柘植被告から工事費の増額を頼まれ、懇意な間柄である岡本被告に、何か聞いているだろう、ええがいにさせえと圧力をかけ、この命令を受けて岡本被告は佐伯区土木課の技師に増額を依頼、土砂の購入費を含め1000万円分が追加で発注され、整地工事代金総額2866万円のうち、柘植被告と関係のある業者、健栄企画に1785万円が流れたということです。この事件に関して疑問な点は、小田、岡本両名の不当な働きかけによって、土木課の技師が設計変更の書類作成を強制された上、建設部長、土木課維持担当課長を初め、多くの佐伯区職員が設計変更の内容を十分に精査することなく決裁の印鑑を押していることです。

また、佐伯区土木課の主任技師がこの整地工事の完成検査を実施しておりますが、作成した完成検査調書にも土木課長を初め、多くの佐伯区職員が伝票の不備があったにもかかわらず、決裁の印鑑を押しています。この設計変更と完成検査の二つの事務において適切な点検がなされておれば、この詐取事件は未然に防止されたと強く感ずるものであります。もしもこの間になされた決裁事務が適切だとすれば、この種の詐取事件は区役所土木課の一人の技師によって容易に実行されることになり、今後、広島市の発注する土木工事費は不正な手段によって容易にだまし取られることとなります。

そここでお聞きします。

1、多くの広島市職員がこの事件について多くを語ろうとしますが、真相究明に向けての市長のお考えをお聞きします。

2、設計変更や完成検査において、伝票や書類の確認など十分なチェックがなされていれば、事件発生は防止できたと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

3、事件の再発防止については、新たな対策を講じられるのでしょうか、お答えください。

4、区役所発注の工事は、とかく担当の課長に権限が集中し、区の上司や本庁のチェックが働きにくいと考えますが、この状況をどう改善しようとされるのでしょうか、お答えください。

5、この工事に当たって、広島市と大成建設とで交わされた特命随意契約が適切なものでなかったことが事件の発端と考えます。市の調査によると、これは佐伯区の土木課長が

決定したとのこと。当時の佐伯区長は取材に対し、随契にする理由はない、私なら判を押していないと認めています。市の御判断はいかがでしょうか。佐伯区長の判断を支持されるのかどうか、お答えください。

6、この大成建設との随意契約に関して、柘植被告は平成11年の夏ごろ、現職の広島市議会議員に900万円を渡し工作してもらったと供述しております。事件の背景にある業者、ブローカー、議員らと市職員との不適切な人間関係について、どのように認識されているのか、お答えください。

7、今議会に提案されている条例案は、今回の事件の未然防止に寄与するのかどうか、お答えください。

次に、社会局生活保護費詐取事件についてお聞きします。

この事件は、佐伯区生活課のケースワーカーが平成12年11月ごろから平成13年12月ごろにかけ、6件の生活保護に係る支給金196万8800円を着服した詐取事件であります。葬儀にかかる費用の着服が3件、移転にかかる費用の着服が2件、年金の受給により返還することになった保護費の着服が1件であります。ケースワーカーは業務とはいえ、被保護者の生活や心情に思いをはせつつ適切な事務を執行しなければならない、ある意味で崇高な業務であると考えますが、その信頼を失墜させる重大事件であります。

さらに深刻なことは、このケースワーカーが転勤後の平成14年、葬祭料の着服が明らかになったにもかかわらず、佐伯区の生活課長及び課長補佐は、上司や社会局に報告し、他の事案の調査を行うべきところ、ケースワーカー本人に着服した葬祭料は、ちゃんと支払っておけと連絡し、入金を確認すれば一件落着と勝手に判断し、さらなる調査を怠っていることです。不正な事務を許し、仲間内での罪をかばい合っているとしか思えません。

そこでお聞きします。

1、ケースワーカーと同僚職員との人間関係は、仕事の性格上、円滑であることが求められますが、今回の事件は保護費の授受を本来であれば庶務係など他の職員が行うところ、ケースワーカーにそれをゆだねるなど適切でない事務がなされています。この際、金銭の授受など、かかる事務執行を本来の適切な姿に戻すべきと思いますが、どう指導されるのですか、お答えください。

2、平成12年度に発生した事件が事件として発覚したのは、平成16年度であります。事件発覚の手がかりを得ながら、4年間も適切な調査がなされなかった理由をお答えください。また、今後、不正の早期発見のためとろうとしている対策はあるのでしょうか、お答えください。

3、ケースワーカーは激務だと聞いております。この事件の背景には過重な身体的・精神的負担がケースワーカーにかかっているからではないでしょうか。激務を緩和する新たな方策を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

4、不正事件の発生を未然に防止するためには、処分された職員の実名を公表することが有効と考え、従来から提言してきました。職員の不祥事が後を絶たない今日、実名公表

すべきと改めて提言しますが、いかがでしょうか、お答えください。

5, 佐伯区の課長以下の職員が適切な事務処理を怠ったため、事件の真相解明がおくれました。厚生部長や区長は本来の管理監督を怠っていたのではないのでしょうか。また、社会局も区役所に任せ切りで本来すべき業務の点検を怠っていたのではないのでしょうか。健全なる管理指導体制を今後とるべきではと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、高速道路公社について質問します。

高速1号線の馬木トンネル工事については、既に6月議会で質問しておりますが、88億円の当初契約が都合4回の契約変更を繰り返した結果、170億円の請負額となり、工期も3年から6年半に延びております。公社の行った設計、積算、当初契約が適切ではなかったのではないかと疑念をぬぐい去ることはできません。

そこでお尋ねいたします。

1, 昨年の6月議会以降、多くの同僚議員がこの契約に疑問を呈しています。道路交通局の答弁は、公社に調査させているとの答弁を繰り返しております。答弁から1年経過した今日になっても調査結果の報告がおくれている理由についてお答えください。

2, 馬木トンネルの地盤調査を9000万円の費用でコンサルタント会社を実施させた結果、公社は簡便な工法では5.0センチの地盤沈下を生じるとの報告を受けながら、たった一人の大学教授の意見により1.5センチの沈下しか生じないと結論に変更し、簡便な工法を採用しています。9000万円の調査結果が尊重されておりませんが、なぜ教授の一言で結論がくつがえったのかお答えください。

3, 当初設計に先受工などの補助工法を採用し、適切な設計金額で発注すべきであったと考えますが、なぜ補助工法を採用せずに発注したのか、お答えください。

次に、馬木トンネルについて財政局にお聞きします。

1, 88億円の初期契約を結びながら倍額の170億円に契約変更することは、財源の新たな捻出をどうするのか、予算編成の際、大変困るのではないのでしょうか。財政局の考えをお聞かせください。

2, 今後このような不適切な契約を結ばせないために財政局は、今後、どのような指導をしていくのでしょうか、お聞かせください。

次に、土地開発公社についてお聞きします。

公社の保有する大規模未利用地については、年間5億9200万円に及ぶ高額な金利負担が生じるなど、市財政を脅かす深刻な問題となっております。一刻も早く方針を決定することが急務と考えます。そこでお聞きします。

1, 「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」について、検討会議における検討内容はどうなっているのでしょうか。また、中間報告、最終報告はいつまでに行うのでしょうか、お答えください。

2, 検討対象の土地について再取得するのであれば、用途が決定していなければいけな

いと思いますが、再取得のめどが立っている土地はあるのでしょうか、お答えください。

3, 長期間検討したにもかかわらず、16年度末になっても用途の決定しない土地は売却処分すべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

4, また、再取得費の総額は土地代と金利負担を含めて幾らになるのでしょうか。

5, 再取得費は起債の償還も含めて単年度の一般財源で幾らまで負担できるのでしょうか。その限度額をお答えください。また、検討会議では、この限度額を念頭において検討しているのかどうか、お答えください。

6, 用途が明確でない土地を市が取得することは法令上可能なのでしょうか、お答えください。

次に、暴力団対策についてお聞きします。

広島県警は6月14日、解体業界をめぐる恐喝、競売入札妨害などの事件で業者から現金を脅し取ったとして、指定暴力団共政会会長守屋輯を恐喝容疑で逮捕しました。県警の調べでは、解体業界は共政会の資金源で県解体工事業協会の前会長で旧真弓興業、現エム・ケイの元社長道家一司被告をパイプ役に公共工事の落札価格の1割を共政会側に上納させる仕組みをつくり上げていたとのこと。このとおりだとすれば、広島市の発注する解体工事も請負金額の1割が共政会に流れていることになり、市民の納めた税金が暴力団の資金源として供給されていたこととなります。決して許されないこととあります。暴力団の資金源を断つべく、市は断固たる姿勢を示すべきと考えます。

そこで質問いたします。

1, 今回の解体工事をめぐる事件で、市発注の工事は守屋会長の逮捕または起訴の対象となっているのでしょうか。なっているとすれば、その件数と金額をお聞かせください。

2, 平成13年度以降の広島市発注の解体工事の総件数と請負金額の総額をお聞かせください。

3, この事件にかかわる解体業者の指名停止措置状況についてお聞かせください。

4, 市が契約した解体業者が暴力団に請負金額の1割を上納していた場合、どのような措置を行うのか、お知らせください。

5, 暴力団への利益供与の具体的な予防策としてどのような対策を講じているのか、お聞かせください。

6, 不当介入排除システムで警察各署に専門官が配置されているとのことですが、市はその制度を業者にどのように周知しているのか、お答えください。

7, 不当介入を排除しようとする業者や市職員が暴力団から妨害や脅かしを受けた場合、だれが業者や職員を守るのでしょうか、お聞かせください。

8, 市の発注する公共工事から暴力団の影響を排除するために市はどのように取り組もうとしているのか、お答えください。

次に、段原土地区画整理事業についてお聞きします。

段原西部の土地区画整理事業は、平成10年10月の換地計画の縦覧により、市と関係権

利者との間に紛争が生じ、以後6年を経過しています。昨年ようやく市から小宅地権利者に対し、緩和策が提案され、両者の和解契約が進んでおります。この緩和策の特徴は、土地区画整理法による清算という手法をとらず、市の保有する従前地を購入するという手法をとっていることです。

そこでお聞きします。

1、土地売買にかかわる所得税や登録免許税について、国税庁と市とはどのような協議を行い、どのような結論に至ったのかお聞かせください。

2、県税である不動産取得税については、県と市はどのような協議を行い、どういう結論に至ったのか、お聞かせください。

3、市税である固定資産税についてはどのように考えるのか、お聞かせください。

4、課税についての結論を市は小宅地権利者にどのような説明をしているのか、お聞かせください。

最後に、高速道路公社への出資金19億円の補正について一言申し上げます。

議会の持つ議決権と市長の持つ提案権は、それぞれ重要かつ強大な権限と言えますが、この二つの権限がぶつかり合って現在の混乱が生じていると考えます。この二つの権限の適切な行使について、浅尾議長と秋葉市長とが率直に意見交換することによって混乱解決の糸口が見出され、市民の利益となるものと確信いたします。

これで質問を終わります。御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○谷川正徳 副議長 市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長 松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、不祥事問題に対する基本的な考え方について申し上げます。

先ほど藤田議員の御質問にもお答えいたしましたが、基本的な考え方については、初めに私からお答えしておきたいと思っております。

市職員による不祥事の再発防止については、これまでも事あるごとに綱紀肅正及び服務規律の確保について注意喚起を行うとともに、事務手続や人事組織の見直しなどの再発防止策を講じてまいりました。こうした取り組みにもかかわらず、依然として不祥事が発生し、とりわけ、ことしに入り詐欺や収賄といった行為により、現職の幹部職員が相次いで逮捕・起訴され、さらに、つい先日は、元助役が詐欺容疑で書類送検されたとの報道がありました。こうした一連の不祥事により、市民の皆さんに市政に対する不信感、失望感を与え、まことに遺憾に思っております。

今後、内部の調査検討委員会を設け、事務の適正執行の面から、佐伯区における土砂災害復旧工事費詐欺事件の実態解明や不祥事再発防止策の検討、さらには不祥事を生み出す組織風土の問題等について調査検討を行った上、改善策を講じることにしております。

また、不祥事発生を重く受けとめ、今定例会においては広島市事務執行における公正の確保に関する条例をさきの議会での御指摘を踏まえ、必要な修正を行った上で再度提案さ

せていただいております。こうした取り組みを通じ、さらなる綱紀の肅正に努め、一日も早い市民の信頼回復に全力を傾注してまいります。

次に、土地開発公社保有の土地についての検討会議についての御質問がございました。

その他数点のお尋ねがありますので、最初に基本的な考え方について、私の方から答えいたします。

土地開発公社につきましては、右肩上がりの社会経済情勢の時代においては、本市との適切な役割分担のもとに市民生活に欠くことのできない道路、公園や学校などの公共施設整備に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、近年のデフレ経済の中、地価が下落傾向を続ける状況下においては、土地開発公社による先行取得のメリットが薄れてきており、土地開発公社の果たすべき役割について見直しを行う必要があると考えています。また、土地開発公社が保有している土地の中には、取得後の社会経済情勢の変化や厳しい財政状況などから、公社保有地に係る事業が計画どおりに進まず再取得がおくれる一方、金利負担がかさむなど大きな課題を抱えております。

このため、公社保有地のうち、再取得方法や時期などが明確になっていない土地について、庁内を挙げて課題解決に取り組むため、本年3月に助役を座長とし、関係局長を委員とした「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」を設置しました。この検討会議では、現在、外部の有識者の意見も参考にしながら、主に公社保有地の再取得の方法や時期、利息負担の軽減策、土地開発公社の今後のあり方などを中心に検討を進めており、本年度末をめどに土地開発公社の抱える諸課題の解決に向けた本市としての方針を決定したいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当局長からお答え申し上げます。

○谷川正徳 副議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 土砂購入にかかわる不祥事について、まず、真相究明に向けての考え、それから、再発防止についての御質問、この二つからお答えいたします。

事件の真相究明については、今後、関係部局が協力して関係者への事情聴取等の調査を行うことにしております。具体的には、内部の調査検討委員会を設け、公判で明らかになった事実の分析や関係職員からの事情聴取等により、事務の適正執行の面から事件の実態解明を行うとともに、不祥事再発防止の検討、さらには不祥事を生み出す組織風土の問題等について調査検討を行いたいと考えております。

次に、事件の背景にある業者、ブローカー、議員らと市職員との不適切な人間関係についてということですが、今回の事件に関し、報道どおりの不適切な人間関係が仮にあったとすれば、大変残念なことだと考えています。このようなことを含め、調査したいと考えております。

それから、今議会に提案されている条例案は、今回の事件の未然防止に寄与するかという御質問がございました。

今回の事件の容疑事実を前提にすれば、事件の構造は外部からの働きかけに屈して職員

が仕事の筋を曲げたというものであり、まさにこの条例が防ぼうとしている事実該当します。この条例により、今回の事件が実際に防げたかどうかはわかりませんが、この条例に規定する働きかけの記録や上司への報告によって不正の芽が事前に摘み取られた可能性はあると考えています。また、職員による通報によって必要な調査が行われ、事件が未然に防げた可能性もあると考えています。

最後に、処分された職員の実名公表に関する御質問がございました。

御指摘の懲戒処分事例での実名公表については、不祥事の防止に一定の抑止効果があると考えておりますが、被処分者の家族等の人権侵害につながる可能性があることなどから公表は行っておりません。今後、他都市の考え方等も参考にしながら、公表すべきかどうか、公表するとしたらどういう場合に公表するのかということについて、できるだけ早く結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 財政局長。

◎南部盛一 財政局長 土地開発公社についてと4項目の質問に、順次、お答えいたします。

まず、土地開発公社について、6点の質問がございましたので、お答えします。

最初に、「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」における検討状況につきましては、本年3月に設置して以来、これまでに延べ7回の会議を開催しています。この会議におきまして外部の有識者の意見も参考にしながら、検討対象土地14物件について事業の再検証を行い、当初の目的どおり再取得する土地については、その方法、時期等を、他の公共施設等へ転用して再取得する土地については、その用途を、また、現時点で事業の再検証ができていない土地については、当面の利活用方法等をそれぞれ検討しております。

さらに、今後の公社のあり方については、公共用地の先行取得の方法や、それに伴う公社の組織の変更を検討しております。これまでの検討会議における検討の結果については、現在、中間段階での整理を行っております。10月にはその内容を取りまとめて公表するとともに、本年度末には最終報告が行えるよう取り組んでまいります。

次に、用途が決定し、再取得のめどが立っている土地はあるのかについてでございます。

検討対象土地14物件のうち、現時点で伴第二中学校建設予定地などの8物件の土地については、当初目的どおりの用途で再取得することが可能と考えております。これらの土地については、金利負担の軽減を図るため、土地開発基金など運用可能な財源や市債を効率的に活用して、できるだけ早期に取得することとし、その時期を検討いたしております。

それから、16年度末までに用途の決定しない土地は売却処分すべきとの質問でございますが、現時点において事業の再検証を終えてない土地や土地利用の方向性が定まっていない土地などが6物件ございます。これらの土地については、引き続き検討を進め、本年度末までには用途を決定するよう努めてまいりたいと考えております。

それから、次に、再取得費の総額は土地代と金利負担を含めて幾らになるのかということですが、検討対象土地 14 物件をすべて再取得とした場合の再取得費の総額は、平成 15 年度末現在で申し上げますと、公社の事務費を除いて約 478 億円です。内訳は土地取得費約 430 億 7900 万円、金利負担 47 億 4800 万円となります。

それから、次に、再取得費は起債の償還も含めて、単年度の一般財源で幾らまでなら負担できるのかといった御質問でございます。

公社保有土地につきましては、取得時に公社が金融機関から借り入れた借入金の利子が年々増加していることから、財政運営上、可能な範囲でできるだけ早く再取得等を行うべきというように考えております。しかしながら、本市では危機的な財政状況を克服するために、本年 4 月に策定いたしました第 2 次財政健全化計画に沿った財政運営を行うこととしておりまして、公社保有地の再取得についても、この計画の枠内で行う必要がございます。このため、再取得に当たっては、起債などの特定財源を最大限活用して、できるだけ一般財源負担の軽減や平準化を図って財政運営上、無理のない計画的な再取得ができるよう、引き続き検討してまいります。

なお、検討会議において、各年度に再取得するための一般財源額を定めて検討しておるのかということでもございましたけれども、そういった一般財源額を定めて再取得の検討をしておるわけじゃございませんが、各年度の予算編成におきまして、事業の優先順位等考慮しながら公社保有地についても、できるだけ再取得できるよう努力してまいりたいというように考えております。

それから、用途が明確でない土地を取得することは法令上可能なのかというのがございますけれども、土地開発公社が先行取得できる土地は、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項において「道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地」等と規定されております。しかし、全国的な傾向として公共公益施設用地、諸用地等の名目でその用途が不明確なまま先行取得する不適切な事例が見受けられ、これが公社の健全な経営を阻害する要因になっていました。

こうしたことから、平成 12 年 4 月 21 日付の国からの通知において、地方公共団体が公社へ先行取得依頼を行うに際しては、公社との間で具体的な用途を明示した取得依頼契約を書面で締結すること、また、その際には予算で債務負担行為として定めるよう指導されておりました。本市におきまして、この通知に沿って平成 13 年度から取得手続を改正しております。

次に、高速道路問題についての中で、高速 1 号馬木トンネルの工事費が大幅に増加したと、このようなことについての財政局の指導はどうかということでもございます。

公共事業に限らず、あらゆる事業について事業着手後、あるいは実施途中で事業計画を変更し、追加の財政負担が生じることは、計画的な財政運営を進める観点から適当でないと考えております。このため、予算編成の依命通達において各局に対し、計画の作成や事業費の積算に当たっては、その事業の着手時、あるいは実施途中で変更することのないよ

う厳密な検討を行い、後年度に追加の財政負担を生じることのないよう十分留意するよう指導しているところでございます。また、予算執行の依命通達においても同様の指導をしております。今後とも予算編成や執行の段階でこの趣旨の周知徹底を図り、適切な指導に努めてまいりたいというように考えております。

次に、暴力団対策について公共工事の入札面において8点の御質問がございました。順次、お答えいたします。

まず、御質問の解体工事をめぐる事件で市発注の工事が逮捕または起訴の対象になっているのかという点でございます。

解体工事をめぐる刑事事件において、現在のところ本市が直接発注した解体工事はありませんが、本市の委託を受けて広島市都市整備公社が平成13年度に発注した解体工事2件が競売入札妨害事件の対象となっており、契約金額の合計は2625万円です。

それから、13年度以降の市発注解体工事の状況でございます。

本市が平成13年度以降、本年8月までに競争入札に付した解体工事は32件で、契約金額の合計は約2億6622万円です。また、本市の委託を受けて広島市都市整備公社が同じ期間に競争入札に付した解体工事は26件で、契約金額の合計は約2億3042万円でございます。

それから、指名停止の実施状況でございます。一連の事件にかかわる解体業者の指名停止措置については、本年3月の広島県警察本部長からの暴力団関係業者等の排除通報に基づき、暴力団関係者である1社に対して24カ月間、暴力団関係者を利用した1社に対して12カ月間の指名停止措置を講じております。また、本年4月には広島市都市整備公社の解体工事に関して競売入札妨害で代表者が逮捕された1社に対して、12カ月間の指名停止措置を講じております。

それから、市が契約した解体業者が暴力団に請負金額の1割を上納した場合には、どのような措置を行うのかということでございます。

本市としては、警察等捜査機関から競争入札参加資格業者が暴力団、または暴力団関係者に経済上の利益、または便益を供与していたとの通報があった場合には、建設工事暴力団等排除措置要綱及び競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づきまして厳正に対処いたします。

次に、暴力団への利益供与の具体的な予防策でございます。

本市発注の工事においては、昨年7月から暴力団への利益供与など未然に防止するため、暴力団に限らず不当介入があった場合には所轄警察署及び本市に届け出る契約上の義務を請負者に課してありまして、この実効性をより高めるために届け出を行った場合には2カ月間の指名停止措置を講ずることといたしております。

次に、公共工事不当介入排除専門官制度というのがあります。この制度の周知方法についてでございます。

この制度は、昨年7月から運用してありまして、それに先立って5月末にその他の入札・

契約制度の改正内容とともに説明書を作成し、関係課での配布やインターネットによる公表を行うとともに、業界団体の協力を得て説明会で説明するなど、周知を図ってまいりました。昨年10月に広島県などと合同で実施いたしました受注者へのアンケート調査では、不当介入があった場合の届け出義務があることを知っている割合は95%でしたが、公共工事不当介入排除専門官の配置を知っている割合は74%でした。本市としては、この結果を踏まえ、不当介入排除システムがさらに有効に機能するよう、入札の都度、入札参加者へ注意文書を配付するほか、広島県警などが作成した「不当介入報告・届出実践ポスター」、これを本市発注工事の現場に掲載させるなど、制度の周知徹底に努めております。

それから、業者や市職員が暴力団から妨害や脅しを受けた場合は、だれが守るのかといった質問です。

公共工事に関し、請負業者や市職員に対して暴力団等による妨害や脅しがあった場合には、届け出などを受けて、各警察署に配置された公共工事等不当介入排除専門官が工事現場等へ必要に応じて出向き、請負業者や市職員に具体的な排除方策について助言をするとともに、状況に応じて警告や制止を行います。また、相手が暴力団であることが確認され、請負業者や市職員に対して、さらに被害が生じるおそれがある場合には、広島県警捜査第四課と所轄警察署が連携して被害の未然防止のための措置が講じられるということになっております。

最後に、公共工事からの暴力団排除に向けての取り組みでございます。

暴力団は市民生活や企業の経済活動に大きな脅威と不安を与えており、暴力団の排除は社会的に大変重要な課題となっております。建設工事においても、その資金源となるおそれがあることなどから、本市では平成15年7月から広島県、広島県警及び建設業界と一体となり公共工事から暴力団等の不当な介入を排除する制度の運用を開始いたしました。今後、広島県警との連携をさらに強め、広島県警からの通報により暴力団へ利益供与していることが事実であると確認できれば、関係要綱の規定に基づき、毅然とした対応を速やかに行います。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 社会局長。

◎守田貞夫 社会局長 生活保護にかかわります不祥事についての質問に順次、御答弁申し上げます。

まず、金銭の授受を初めとした事務執行についてでございますが、ケースワーカーは国の指導通知におきまして、金品を取り扱わないこととされております。しかし、現実的にはケースワーカーと被保護者との信頼関係をもとにしまして、被保護者の便宜も考え、被保護者から現金を預かったり、また、庶務係職員から現金を預かり、面接等に合わせて被保護者本人に支払うなど、ケースワーカーが現金の取り扱いを行っている事例がございました。今回の不正は、ケースワーカーが現金を取り扱う中で発生しておるため、今後は原則どおり庶務係職員が現金を扱い、ケースワーカーが現金を取り扱うことがないよう指示

を徹底をいたしております。

次に、事件発生から長期にわたり適切な処理がなされなかった理由と対策についての御質問でございます。

生活保護に携わっていた元職員が起こしました今回の事案の全容の解明と処分がおくれたことにつきましては、報告を受けた当時の上司が、これを単なる事務処理の遅延や、誤りであると判断し、不正行為として適切な対応をしなかった認識の甘さが原因であると考えております。今後につきましては、今回の事案の経験を生かし、管理監督者の研修の充実を図りますとともに、適切な事務処理が行われているかどうかにつきまして、ケース台帳等関係書類の点検の徹底を図っていきたいと考えております。

次に、ケースワーカー業務の改善についてでございます。

生活保護制度は市民生活の最後のよりどころとして重要なものでございまして、ケースワーカーは、その最前線で被保護世帯の生活全般にかかわります助言や指導を行うなど、精神面を初めとして大変困難な業務を行っておると、このように認識をいたしております。このため、これまででも援助の難しい事例につきましては、ケース診断会議等を実施しまして、組織としての方向性を明確にし、問題点の共有化を図っております。

また、本年度からはベテランと新人を組み合わせるペア制とか、グループ制を導入いたしまして、複数の職員で対応するようにいたしております。これは不正防止にもつながるといふふうに考えております。

また、財政状況が厳しい中ではありますが、被保護世帯数の増加にあわせまして平成14年度には6名、15年度には12名、そして、本年度には16名の増員というものを行っておるところでございます。今後におきましても、ケースワーカーの負担の軽減を図りますため、一人一人が業務や悩みを抱え込まないように組織で支える体制づくりに努めますとともに、必要な人員の配置に意を用いていきたいと考えております。

最後に、社会局の管理指導体制についての御質問にお答えを申し上げます。

社会局におきましては、各福祉事務所におきます生活保護の適正な運営を図るという観点から、国の指導を受けまして、少なくとも年に1回は指導監査を実施をし、事務処理に係る助言指導を行いますとともに、厚生部長会、それから生活課長会等を定期的で開催し、実務面での助言指導や情報の共有化を図っております。

今回の不祥事を受けまして、再発防止のために直ちに私から各区長に対しまして、また、地域福祉・保護担当部長から各福祉事務所長に対しまして、適正な事務の執行についての通知を行っております。その中で、金銭の授受について、ケースワーカーが現金を取り扱わないこと、また、返還金等の現金を預からないこと等、適正化に向けての指示を行っております。今後におきましても、福祉事務所に対する研修の充実、それから、指導監査等の徹底を通じまして不祥事の未然防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長

環境局長。

◎今田幹男 環境局長 災害による産業廃棄物処分場の被害状況などについての御質問に、順次、お答えいたします。

まず、五日市処分場の護岸の被害状況についてです。

今回の台風による五日市処分場の被害状況については、施設を管理している財団法人広島県環境保全公社から9月7日の台風通過後に電話で被害状況の報告を受けるとともに、翌日、本市職員が立入調査を行い、現場の状況を確認しております。処分場のフェンスが強風によって一部破損したものの、護岸への被害はなく、廃棄物の飛散、流出はありませんでした。また、五日市処分場の東側護岸からの越波もなかったとの報告を受けております。

次に、五日市処分場に隣接する建設残土埋立地の護岸の被害状況はどうかとの御質問です。

五日市処分場の南側に隣接する建設残土の埋立地につきましても、管理者である広島県からは、護岸及び埋立地への被害はなかったとの報告を受けています。また、本市職員が台風通過の翌日に行った廃棄物処分場の立入調査において確認した限りにおいても護岸の損壊等の被害は認められませんでした。

次は、現在工事中でございます出島処分場に接する第三工区のケーソンなどの被害状況についてお答えをいたします。

出島処分場の西側に隣接する第三工区埋立地については、現在、護岸工事がほぼ完了しております。今回の台風では工事中、海底の基礎地盤工事等による汚濁が海域に拡散することを防止するための汚濁防止膜の一部、これは全長2,100メートルほど汚濁防止膜を設置しておりますけれども、そのうちの約160メートルが破損したということでございますが、ケーソンなど構造物についての被害はなかったという報告を受けております。

次に、出島処分場の遮水シートについては、今回のような台風襲来時にはめくれなどの異常の有無を確認すべきではないかとの御質問でございます。

出島処分場建設工事につきましては、現在、基礎地盤改良工事及びケーソンの工場製作を実施しております。遮水シートはケーソン据え付け工事完了後に敷設することになります。遮水シートの施工方法につきましては、シートを保護マットで挟み、さらにその上下おのおの50センチメートルをセメント処理した土により固めて保護いたします。そして、浮き上がり等を防止するため、この上に十分な量の押え捨石を敷設いたします。このような構造のものを2層設けることにしておりますので、台風や高潮によってシートのずれや浮き上がりなどの事態を生じない構造となっております。

本市といたしましては、遮水シートの敷設など、各施工段階において適正な検査を行うとともに、定期的に広島県から施工状況等について報告をさせ、適正な施工のチェックをしていくことにしております。また、廃棄物の埋立期間中においても、台風、高潮などの災害時には被害状況等の報告を求め、本市においても現地の確認を行うなど、被害状況の把握に努め、処分場の機能が損なわれないよう、広島県に対して指導・監督を行います。

次は、神戸沖の最終処分場の護岸の被害状況についてお答えをいたします。

神戸沖埋立処分場は、神戸市東灘区六甲アイランド沖に位置し、第三セクター「大阪湾広域臨海環境整備センター」が運営するもので、近畿2府4県の廃棄物を受け入れております埋立面積約88ヘクタール、埋立容量約1500万立方メートルの廃棄物処分場です。その構造は、水深が約15メートルの海面を東西約550メートル、南北約1,600メートルの護岸で囲った長方形の形をしております。護岸は土砂などにより盛り土をいたしまして、その内側に縦30メートルの止水矢板を海底まで二重に打ち込んで、その間をコンクリートなどで補強した構造となっていると聞いております。

この処分場では、4月の下旬には強風による高波で、6月の中旬には台風6号による高波で護岸の一部が崩落する被害があったようです。また、8月31日の台風16号によって西側外部護岸が約1.5キロメートルにわたり損壊し、南側護岸の内側のコンクリート擁壁が、ほぼ全長にわたり傾斜あるいは転倒し、2箇所で矢板が内側に変形したものの、その後の調査により廃棄物の流出は認められなかったと聞いております。護岸が損壊した原因については、事業者及び神戸市に照会いたしましたが、現在、調査中であるということでございました。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 都市計画局長。

◎高東博視 都市計画局長 土砂購入にかかわる不祥事の御質問のうち、2点についてお答えをいたします。

まず1点は、完成検査など十分なチェックがされていれば事件は防止できたのではないかとということでございます。

公共工事の一般的な完成検査では、書類検査におきまして工事写真の確認、出来形・品質管理書類の確認、材料検収の確認などを行い、また、現地検査におきまして提出された種類をもとに出来形、品質、できばえ等の確認を行っております。

しかし、現時点では事件の全容は解明されておられませんので、設計変更や完成検査について明確な確認ができません。このため、今後、設置される内部の調査検討委員会の調査検討結果をもとに適切な対応策を講じていきたいと考えております。

2点目に、区役所発注の公共工事は担当課長に権限が集中しているのではないかとことですが、区役所発注の工事の職務権限については、本庁と区役所は同等の職務分担であり、区役所において課長に権限が集中しているということはありません。しかし、今回の事件の事実関係を今後、調査分析していく中で、不祥事の再発防止の観点から、職務権限についても必要があれば適切な見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 都市整備局長。

◎松井正治 都市整備局長 2点の質問にお答えをいたします。

災害についての中で、観音新町地区におきまして今回の台風18号の高潮、高波により、

海水がどのように流入し、どのように護岸が崩壊したのか、その崩壊の原因はどうかという御質問でございます。

観音新町地区の浸水の主たる要因は、観音マリーナの防潮堤や天満川右岸の入り江部分及び三菱重工敷地の護岸が崩壊したことなどによるものと思われます。海水の流入経路につきましては、観音マリーナの海浜公園付近から流入してきた海水が観音マリーナに通ずるアクセス道路を伝わって、まず広島運輸支局の敷地が浸水し、その後、西飛行場の滑走路内が浸水し始めたとのことでございます。

また、天満川右岸につきましては、観音新町四丁目の入り江部分の護岸、さらに三菱重工敷地の護岸が壊れ、同敷地内が最初に冠水し、その海水が西飛行場敷地にも流入したとのことでございます。

観音マリーナの防潮堤及び天満川右岸の護岸がどのように崩壊し、その原因がどうかにつきましては、管理者である広島県において、現在、調査中でございます。県からは、こうした被災原因の調査を早急に進めた上で復旧に当たる方針であると聞いております。

次に、段原土地区画整理事業について、小宅地清算金問題の解決に伴う土地売買におきまして、不動産取得税等の税金の取り扱いはどのようになっているのか、地権者にどのような説明をしているのかという質問でございます。

段原西部地区における小宅地清算金問題の解決策は、本市が事前に取得した対策用地を取得原価で小宅地の権利者に売却するもので、これにより対策用地の取得費を回収し、小宅地権利者の方の負担を軽減するものです。この対策用地の売買にかかる税金につきましては、土地の所有権移転登記に伴う登録免許税のみを権利者の方に負担していただくことになっております。土地売買に伴う不動産取得税、固定資産税、並びに来年5月に予定をしております換地処分により確定する交付清算金にかかる所得税の取り扱いは、広島県、それから、税務署等と協議の結果、課税されないことになっております。

なお、小宅地の権利者の方々に対しましては、個別説明に当たり売買にかかる税金は登録免許税のみの負担である旨の説明を行っております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 道路交通局長。

◎米神健 道路交通局長 不祥事に関して特命随意契約が適切ではなかったのではないかという御質問でございました。

午前中の中森議員の御質問に答弁しましたとおり、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている場合に限られています。どの条項を適用するかについては、対象となる工事の内容や特殊性により判断することになりますが、今回の工事の場合、関係書類が捜査機関に押収されているために適用した条項については確認ができておりません。

次に、高速道路の高速1号線トンネルのことについて数点のお尋ねがございました。

まず、調査結果の報告がおくれている、なぜおくれているのかということでございます。

高速1号線のトンネル工事における土質調査からトンネル掘削工事までの間の実施経過については、発注者である広島高速道路公社において調査されました。しかし、本市が調査の結果の取りまとめを行うに当たって、細部について不明な点が多々あったことから、公社に対し適宜聞き取りや資料の追加収集を行ってまいりました。このため、市としての最終的な調査結果の取りまとめに大変時間を要しておりますが、できるだけ早く報告できるよう取りまとめを急ぎたいと考えております。

次に、公社はコンサルタントから5センチ沈下が生じると報告を受けながら、たった一人の大学教授の意見で1.5センチしか沈下しないという結論に変更したのはなぜかということですが、高速1号線トンネル工事における沈下解析を実施したコンサルタントは、当初、トンネル掘削による地表面沈下量を掘削による緩みの影響で約1.5センチ、地下水位の低下による影響で約3.5センチ、合計で約5センチの沈下量を予測していました。このうち、地下水位の低下による地表面沈下約3.5センチについては、実際に生じるかどうか疑問が残るとしていました。その後、学識経験者3名から聞き取りを行い、最終的には地下水位の低下に伴う地表面沈下量の把握は不確定要素やまだ解明されていない部分が多く、地下水位の低下に起因する沈下が実際発生するかどうかは不明であるとしています。その結果、地表面の沈下への対応については、地表面の動態観測を行いながら掘削を進め、適宜、補助工法の変更検討を行うことが得策であると報告書を取りまとめております。

次に、当初設計で先受工などの補助工法を採用し、適切な設計金額で発注すべきであったと考えるがどうかということですが、広島高速道路公社では、不確定要素の多い地下水位低下に伴う地表面の沈下を抑制するための補助工法を含めると過大な積算となる可能性があること、採用したNATM工法が地山状況等の観察・計測を行いながら状況に応じて必要な対策工を追加実施することが可能な工法であることから、地表面の動態観測を行いながら掘削をし、地表面の状況に応じて適宜、適切な対策を講じるという考えに基づいて当初の工事を発注をいたしております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 消防局長。

◎仲田昌二 消防局長 災害について、護岸の被害が甚大な箇所、また、浸水の状況についてのお答えをいたします。

台風18号によりまして本市域内における護岸の損壊等は10カ所に及んでおります。中でも被害が甚大な箇所は、西区観音新町四丁目の地域で、天満川右岸の護岸が幅3メートル、高さ4.5メートル、延長約150メートルにわたり損壊したほか、別の箇所でも延長30メートルと延長25メートルにわたり同様に損壊しております。

さらに、観音マリーナ南側の護岸が幅5メートル、高さ4.5メートル、延長70メートルと、幅1メートル、高さ4.5メートル、延長10メートルの2カ所が損壊しております。この観音新町四丁目の地域では住家及び非住家を合わせ122棟が床上・床下浸水の被害を受

けております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） 今の御答弁の中で疑問な点がございまして、再質問させていただくんですが、道路交通局長の答弁、馬木トンネルの件ですけれども、いろいろ理由があって簡便な工法で開始し、地表面の動態観測をしながら工事をし、適宜、契約を改めるという手法で始めたんだという御説明なんですけど、だったら、そういう工法でやるんだと、掘ってみないとわからないから途中で追加工事もあるし、契約変更もあるし、金額の変更や工期の変更もありますよということを、いつ財政局や議会や市民に説明したんですか。きょうが初めてじゃないんですか。そういう説明をして財政局が、88 億だけどこれは途中からさらに追加しないといけないねという判断のもとに、88 億の予算というのは議会にかけようという相談を本来すべきなんじゃなかったかと思うんですけど、したんだったら、それはいつしましたということをお答えしていただきたいと思います。

それからですね、環境局のお答えなんですけど、神戸の処分場、これは2府4県がかかわっている公共関与の処分場ですので、広島県が単独でかかわっている出島の処分場以上に非常にその安全性についても2府4県の県民、府民が関心を持っているそういう事業だと思いませんか。それが簡単に壊れたと。じゃあ広島県は大丈夫なのかということは素朴な疑問として起こるんですけど、やはりこの際ですね、科学的なデータ、検証などを広島市も独自に調査し、その結果を速やかに報告していただきたい。こういうことでこういうふうに壊れましたということをお知らせしていただきたいと思っております。これは要望でございます。

それから、佐伯区の土砂の事件ですけれども、午前中から答弁がありますように、事件について調査検討委員会を立ち上げるという御答弁いただいているんですけど、これはいつ立ち上げてですね、いつ作業に入るんですか。書類が押収されているからできないということなのか、あるいは、わかる範囲でやっていくと、聞き取り調査とか当時の職員はいろんなところにまだ職員として配属されているわけで、直接聞けばそれなりにいろいろわかってくるんじゃないかと思うんですけど、いつ立ち上げて、いつから作業に入るのか、決まっていれば教えてください。

それから、条例案の提案ですけれども、抑止効果はあるという答弁で、一定の効果はあるんだろうと思うんですけど、職員の働きかけがあったときにですね、当然、通告すべきは上司である課長とか課長補佐ですね、彼らも不当な働きかけを受けて、これに従おうと、協力しようといっている上司に職員が報告してもですね、これは握りつぶされるだけというか、丸め込まれてたくらみの中に一緒に入れて入ってしまうことになるかもしれませんね。だれに言いに行くんですか、だれがそれを一職員を助けてくれるんですか。そこをちょっと、この条例でどのように明確にされているのか、教えていただきたいと思っております。

それで、言っていた先の方がですね、調査に行って上司に聞き取り調査をしたら、仲間になっている上司がですね、いや、そんなことはありませんというふうにかばったとしたら、これはちょっとなかなか職員を助けられんのではないかと。この事件が、まさに防ごうとする事件であるのであればですね、こういうことでまさに防げるんだということをもう少し説明していただかないと、賛成したいんだけどもなかなか力込めて賛成討論をするということになりにくいのかなというふうに思います。

以上、お答えいただきたいと思います。

○谷川正徳 副議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 ただいまの再質問2点にお答えいたします。

まず、最初の調査検討委員会、これはいろいろ押収された文書の問題等ございますが、まず、捜査機関において犯罪的な見地からの捜査を行って、今明らかになっているところまでの事実が出ているということでございまして、広島市の内部で行われます調査で、プロの捜査機関を超える調査は犯罪的な面では難しいと思っております、何度か申し上げておりますように、事務の適正執行という観点で幾つかの切り口をもってやっていこうと考えております。そのため、ただいま顧問弁護士を交えていろいろ事務的な打ち合わせをしております、可及的速やかに取りかかりたいとそういうふうに思っております。

それから、もう一つ、今回再度提案させていただいております条例に関連して、先ほど効き目があるようなことを言ったが、ほんとに効き目があるかという趣旨の御質問がありました。この場合、ただいま議員が御提案されたような、掲げられたような例でいきますと、職員は第三者機関たる公正職務調査委員会に言うことができます。それは今、可決になれば人選もやるわけですが、外部の公平な先生方で構成されますので、そちらは十分に効き目があると信じておりますので何とぞ御賛成のほど、よろしく願い申し上げます。

○谷川正徳 副議長 道路交通局長。

◎米神健 道路交通局長 高速道路1号トンネルの関連で、当初、発注したときには将来の変更工事が生じるかもわからないということを前もって言うておったのかというお尋ねでございますが、そういうことは行っておりません。

○谷川正徳 副議長 14番。

◆14番（松坂知恒議員）最後の道路交通局長の答弁なんですけど、行ってないということなんです。結局そういうことですね、市民の間で不信を招くと。市が広島市の地面を掘り進むと、紙屋町にしても、比治山トンネルにしても、馬木のトンネルにしても掘ってみにゃあわからんと、いつできるかわからんと。金も、やりだしたからには次から次へつぎ込んで倍以上かかっても済まんという不信が生じているわけですね。それをどうやって払拭するんですか。これから地面を掘る工事をするんですね、広島市は。そういうときに、やはり適切に説明をして、正直に言うてほしいと思います。財政局にもそれを正直に言うというか、財政局も適切な指導すると言っているけど、今まで適切な指導をして

ば見抜けたんじゃないかと。ある意味そういう掘ったら倍の費用がかかるんだとか、倍の期間がかかるんだということを、やはり財政局も認識した上で予算査定を行って、これはほんとにこれだけでできるんですかとね、倍かかるでしょうとか、そういうやりとりを財政局長すべきじゃないんですか。そこらのもうちょっと細かい詰めを決意として述べていただかないと、ただ通り一遍今までやってきたとおりやれば済むんだというようなお話では納得がいきません。ちょっと1点だけ財政局長、教えてください。

○谷川正徳 副議長 財政局長。

◎南部盛一 財政局長 事業実施の途中で大幅に事業費が増加するケース、こういったケース、これまでもあったわけですが、その段階でその理由とか原因等を調査して対応しているわけございまして、その調査結果というものを一過性のものとして片づけるんじゃなくて、今後の事業の計画とか調査に生かしていくことが大切だというように思っております。

そうした積み重ねがですね、こういった再発防止に効果があるんじゃないかと思っておりますので、今後、工事担当部局の方でそうした活用方策等も含めて、防止策を十分検討していただくようお願いをしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○谷川正徳 副議長 本日は、この程度にとどめ、明日、引き続き一般質問を行います。

次 会 の 開 議 通 知
